

## 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和4年5月31日

鳥取県知事 平井 伸治

### 1 業務の概要

(1) 業務の名称 令和4年度鳥取県美術展覧会広報業務

(2) 業務の内容

令和4年度鳥取県美術展覧会の実施にあたり、作品募集、展覧会開催内容を広く県民に周知し、興味・関心を高める広報業務を行う。なお、詳細は令和4年度鳥取県美術展覧会広報業務委託プロポーザル実施要領による。

(3) 業務（実施）期間

契約締結日から令和4年12月31日までの間に実施すること。

(4) 予算額

金1,995,000円（消費税及び地方消費税の額（以下、「消費税額」という。）を含む。）

### 2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「広告・広報」に登録されている者であること。

(4) 本件業務の調達公告日から本件業務の企画提案書（以下「提案書」という。）の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 鳥取県内に本店、支店又は営業所等を有していること。

### 3 評価方法

(1) 提案書の評価は、「鳥取県美術展覧会広報業務委託プロポーザル審査会」において、あらかじめ提出された提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の内容により、各審査委員が評価要領に基づき審査項目を個別に評価採点し、その点数を合計する方法により、最も高い得点を獲得した者から順位を付けるものとする。また同時に順位点の方法（各審査員の評価採点により付けられた順位をそのまま点数とし、その点数の合計の値の低い方から順位を付ける方法）による採点を行うものとする。ただし、これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、同点の提案者が複数となった場合には、審査員の合議により順位を決定する。

(2) 審査項目及び配点（110点満点）

| 評価項目              | 評価の視点  | 配点 |
|-------------------|--|----|
| 効果的な情報発信<br>(60点) | ・ 県展について、効果的に発信する手法が提案されているか。<br>(広報内容及び広報媒体に応じた回数、ボリューム、広報時期や時間帯など)<br><br><係数×8> | 40 |

|                   |   |    |
|-------------------|---|----|
|                   | ・ 県展を多面的に発信する手法が提案されているか<br><係数×2>                | 10 |
|                   | ・ 効果的な独自案が提案されているか<br><係数×2>                      | 10 |
| メディアへの露出<br>(30点) | ・ メディア露出を図るための活動や、ノウハウ、ネットワークがあるか<br><係数×4>       | 20 |
|                   | ・ 複数のメディアや手法を組み合わせる提案となっているか<br><係数×2>            | 10 |
| 業務実績<br>(10点)     | ・ 類似業務の実績が十分にあるか<br><係数×2>                        | 10 |
| 見積価格<br>(10点)     | 配点×{1-(見積価格(税込み)÷予算額)}<br>※予算額を上回る見積は失格<br><係数×2> | 10 |

#### 4 選定方法

3により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行なう。

#### 5 手続き等

##### (1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県地域づくり推進部文化政策課 岩田

電話 0857-26-7134

ファクシミリ 0857-26-8108

電子メール bunsei@pref.tottori.lg.jp

##### (2) 実施要領及び仕様書等の交付

実施要領及び仕様書等は、令和4年5月31日(火)から同年6月13日(月)までの間にインターネットのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/303559.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

令和4年5月31日(火)から同年6月13日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時15分までとする。

##### イ 交付場所

5(1)の場所に同じ。

#### 6 参加申込及び提案書の提出

##### (1) 参加申込

##### ア 提出書類

参加申込書(様式第1号) 1部

##### イ 提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法によること。

なお、郵送による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

##### ウ 提出期間及び時間

令和4年5月31日（火）から同年6月13日（月）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時15分までとし、郵送による場合は、6月13日（月）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

エ 提出場所

5（1）の場所に同じ。

オ 参加辞退

プロポーザル参加申込書を提出した後、辞退する場合は辞退届を提出すること。（様式は任意）

（2）質問

ア 実施要領及び仕様書の内容に質問がある場合には、質問内容を明確に記載し（様式自由）、5（1）の場所に令和4年6月13日（月）午後5時15分までにファクシミリ又は電子メールで送信すること。

イ 質問及びその回答は、令和4年6月15日（水）にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/303559.htm>）に掲載する（予定）。ただし、参加申込に関する回答は、同年6月10日（金）までに随時掲載する（予定）。

（3）提案書等の提出

ア 提出書類（A4版（必要に応じてA3版も可）とし、枚数・様式は自由とする。）

①仕様書に基づいた具体的実施案の提案書

<記載事項>

（ア）業務実施に当たっての考え方、成果目標

（成果目標：広告によるリーチ数、アクション数等の成果目標を設定すること）

（イ）活用する媒体の名称（新聞・テレビ・ラジオの場合）

・媒体ごとの広報実施期間、発信する情報の内容、回数

（テレビ、ラジオによる広報を提案する場合、大まかな放送時間帯を記載すること）

（ウ）（イ）以外のものによる広報

・内容と手法を具体的に記載

（エ）業務準備・実施全体スケジュール、実施体制

②会社概要及び事業実績（様式第2号）

③見積書

経費の明細を算出し、その経費（内訳を含む）を記載すること。また、消費税額を含めた見積金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあつては、内訳として消費税額を記載すること。

イ 提出部数

正本1部、副本5部

ウ 提出方法

持参又は郵送によること。（ファクシミリ及び電子メールによる提出は不可とする。）

なお、郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

エ 提出期間及び時間

令和4年5月31日（火）から同年6月27日（月）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時15分までとし、郵送による場合は、同年6月27日（月）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

オ 提出場所

5（1）の場所に同じ。

## 7 プレゼンテーションの実施

- (1) 開催日時（6月下旬～7月上旬を予定）、集合時間及び会議室等は、別途通知する。
- (2) 場所 鳥取県庁特別会議室（県庁議会棟3階）
- (3) プレゼンテーションは一提案につき、15分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、質疑応答の時間を15分間設ける。

## 8 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

## 9 契約保証金

受注者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 10 その他

### (1) 提案書の無効

2の参加資格を満たさない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

### (2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

### (3) 著作権の取扱い

ア 選定された者の提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

### (4) 情報公開の取扱い

提案書等は、後日、紛争が生じた場合の証拠書類とするため、原則として返却しない。

なお、県に提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条令第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提出者に無断で本件プロポーザル以外の用途には使用しない。

### (5) 暴力団の排除

提案者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、提案書は無効とする。

なお、該当するかどうかについて、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（提案者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、提案者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事

実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。) とすること  
とその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、  
物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は (ア) から (カ) までに掲げる行為  
を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業  
務を下請等させること。

(6) その他

ア 審査員に事前に働きかけ等を行った者については失格とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件公募型プロポーザルの詳細は、実施要領によ  
る。